

家庭保育への協力のお願い

政府により「緊急事態宣言」が出されて以降、保育施設については、医療に従事されている方や、警察・消防、介護、保育等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方など、どうしても保育が必要な方がいらっしゃるから、休止を要請せず、引き続き開所していただいております。保育士の方をはじめとする職員の皆さまが、通常とは異なる状況のもと、たいへんなご負担の中で、保育を続けていただいております。

令和2年5月4日に緊急事態宣言の期間が延長（令和2年5月31日まで）されたことを受け、保育施設等の対応にかかる取り扱いも令和2年5月31日まで延長したところです。

こうした中、本日、政府により、緊急事態措置を実施する区域の指定が解除されましたが、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが国から示されていることから、大阪市においては、令和2年6月30日まで、保護者の方が仕事を休まれるなどで家庭での保育が可能な方については、可能な限り家庭での保育にご協力をお願いします。

令和2年5月21日
大阪市子ども青少年局

企業の方々へのお願い

上記のとおり、大阪市からの要請を受け、本園においても保護者の方が仕事を休まれるなどで家庭での保育が可能な方については、可能な限り家庭での保育をお願いしております。つきましては、企業の方々には、保育所・認定こども園・地域型保育事業に通うお子さんがいらっしゃる職員・従業員の方に、休暇取得等に最大限配慮いただきますようお願いいたします。何卒ご理解ください。

令和2年 月 日

施設所在地

施設名

施設長

印